

議第 116 号

下呂市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について

下呂市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 11 月 29 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

少子高齢化等により看護師を志す者が減少傾向にある中、市内に看護師を安定的に確保するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

下呂市看護師等修学資金貸与条例（平成22年下呂市条例第53号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（目的） 第1条 この条例は、<u>看護師等養成所に在学し、将来本市において看護師等として就職する</u>意思がある者に対し、修学資金を貸与することにより、地域医療における看護師等の確保を図ることを目的とする。 （定義） 第2条 この条例における用語の定義は、次に掲げるところによる。 （1）・（2） （略） （貸与対象者） 第3条 修学資金の貸与を受けることのできる者は、<u>本市内の医療機関、福祉施設、介護施</u>	（目的） 第1条 この条例は、<u>将来助産師若しくは看護師（以下「看護師等」という。）として下呂市立病院等において従事する</u>意思がある者に対し、修学資金を貸与することにより、地域医療における看護師等の確保を図ることを目的とする。 （定義） 第2条 この条例における用語の定義は、次に掲げるところによる。 （1） <u>下呂市立病院等 次に掲げる病院及び診療所をいう。</u> ア <u>下呂市立国民健康保険病院事業の設置に関する条例（平成16年条例第179号）に定める病院及び下呂市立国民健康保険診療所設置条例（平成16年条例第105号）に定める診療所</u> イ <u>下呂市内で地方独立行政法人が運営する病院</u> ウ <u>下呂市内で医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床を有する病院</u> （2）・（3） （略） （貸与対象者） 第3条 修学資金の貸与を受けることのできる者は、<u>下呂市立病院等</u>において看護師等の業

改 正 後	改 正 前
<u>設その他看護師等の雇用を必要とする事業所</u> (以下「市内事業所」という。)において看護師等の業務に<u>従事することを誓約し</u>、看護師等養成所に<u>在学中であり</u>、<u>看護師等養成所長等の推薦を受けたものとする</u>。ただし、修学に関し、他の同種の資金の貸与を受けている者は、貸与の対象としない。 2 修学資金の貸与を受けることのできる者の数は、<u>市内事業所の看護師等の充足率等</u>を考慮して毎年度市長が決定する。 (償還の免除) 第9条 市長は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与した修学資金の償還を免除する。 (1) 看護師等免許を取得し看護師等養成所を卒業後、<u>速やかに市内事業所</u>において看護師等の業務に従事し、引き続きその業務に従事した期間が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間（他の看護師等養成所への進学、病気、負傷等やむを得ない理由により看護師等の業務に従事できなかった期間を除く。）に達したとき。 また、<u>市内事業所</u>で転職を繰り返した場合は、看護師等の業務に従事した期間を通算した期間とする。 (2) (略) (償還) 第11条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該	務に<u>従事しようとする者で</u>、看護師等養成所に<u>在学中の者のうち</u>看護師等養成所長等が推薦する者。ただし、修学に関し、他の同種の資金の貸与を受けている者は、貸与の対象としない。 2 修学資金の貸与を受けることのできる者の数は、<u>下呂市立病院等の看護師等配置計画及び充足状況等</u>を考慮して毎年度市長が決定する。 (償還の免除) 第9条 市長は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与した修学資金の償還を免除する。 (1) 看護師等免許を取得し看護師等養成所を卒業後、<u>直ちに下呂市立病院等</u>において看護師等の業務に従事し、引き続きその業務に従事した期間が修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間（他の看護師等養成所への進学、病気、負傷等やむを得ない理由により看護師等の業務に従事できなかった期間を除く。）に達したとき。 また、<u>下呂市立病院等の間</u>で転職を繰り返した場合は、看護師等の業務に従事した期間を通算した期間とする。 (2) (略) (償還) 第11条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該

改 正 後	改 正 前
当するとき、市長から償還すべき額及び利息の額（償還の事由が生じた日の翌月の初日から償還までの期間の日数に応じ、償還すべき額に年7.3パーセントの割合を乗じた利息の額とする。ただし、この利息の額が100円未満のとき、又はこの利息の額に100円未満の端数の額があるときは、その全部又は端数の金額は徴収しない。）について請求を受けた時は、市長が償還を定めた日（以下「償還期日」という。）までに一括して償還しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 （１） （略） （２） 看護師等養成所を卒業後、速やかに<u>市内事業所</u>において業務に従事しなかったとき。 （３） （略） （４） <u>市内事業所</u>において看護師等の業務に従事した後、第9条及び第10条に規定する場合を除くほか、<u>市内事業所</u>において看護師等の業務に従事しなくなったとき。	当するとき、市長から償還すべき額及び利息の額（償還の事由が生じた日の翌月の初日から償還までの期間の日数に応じ、償還すべき額に年7.3パーセントの割合を乗じた利息の額とする。ただし、この利息の額が100円未満のとき、又はこの利息の額に100円未満の端数の額があるときは、その全部又は端数の金額は徴収しない。）について請求を受けた時は、市長が償還を定めた日（以下「償還期日」という。）までに一括して償還しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 （１） （略） （２） 看護師等養成所を卒業後、速やかに<u>下呂市立病院等</u>において業務に従事しなかったとき。 （３） （略） （４） <u>下呂市立病院等</u>において看護師等の業務に従事した後、第9条及び第10条に規定する場合を除くほか、<u>下呂市立病院等</u>において看護師等の業務に従事しなくなったとき。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例要
綱

1. 改正理由

少子高齢化等により助産師又は看護師を志す者が減少傾向にある中、市内に助産師
又は看護師を安定的に確保するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 貸与対象者の条件を拡充し、市立病院、市立診療所、下呂温泉病院、南ひだせ
せらぎ病院へ就職予定の者としていたものを、助産師又は看護師を雇用する市内
の全ての事業所へ就職予定の者とします。

(第1条、第2条、第3条、第9条、第11条関係)

- (2) この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用します。

(附則関係)

